

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 「略」</p> <p>第2条 県は、<u>CLT等を使用した</u>非住宅建築物の木造化を推進し、林業・木材産業の成長産業化や木材需要の拡大を図るため、別表に掲げる事業主体（以下「補助事業者」という。）が実施する事業に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3～5条 「略」</p> <p>第6条 第1～2項 「略」 「削除」</p> <p>第7～16条 「略」</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成28年3月23日から施行する。 2 この要綱は、<u>令和3年</u>5月31日限りその効力を失う、ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第11条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年4月6日から施行し、平成29年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年4月6日から施行し、平成30年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年3月29日から施行し、平成31年度事業から適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和2年3月23日から施行し、令和2年度事業から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 「略」</p> <p>第2条 県は、非住宅建築物の木造化を推進し、林業・木材産業の成長産業化や木材需要の拡大を図るため、別表に掲げる事業主体（以下「補助事業者」という。）が実施する事業に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3～5条 「略」</p> <p>第6条 第1～2項 「略」 <u>3 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。</u></p> <p>第7～16条 「略」</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成28年3月23日から施行する。 2 この要綱は、<u>平成32年</u>5月31日限りその効力を失う、ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第11条、<u>第13条</u>及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年4月6日から施行し、平成29年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年4月6日から施行し、平成30年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年3月29日から施行し、平成31年度事業から適用する。</p> <p>「追加」</p>

別表（第2条、第3条関係）

事業区分	工種又は区分	補助対象経費	事業主体	補助率等
<u>1</u> <u>CLT等を用いた建築物の実証等</u>	建築物の設計	(1)設計費 (2)建築に必要な部材の試験等に要する経費	市町村、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に規定する建築物を整備する者、その他知事が認める者で、県内に事業所を有し、原則として県内に法人登記をしている建築主	<u>2分の1以内（上限500万円/棟）</u>
<u>2</u> 非住宅木造建築物の整備	建築物の設計	設計費	高知県林業活性化推進協議会	2分の1以内（上限300万円/棟）
<u>3</u> 非住宅木造建築の研修	研修会の実施	非住宅建築物の普及及び技術向上のため、施主・建築士を対象とした研修会の開催に係る経費	高知県林業活性化推進協議会	定額（10分の10以内）

- (注) 1 補助対象経費は、国又は県のその他の補助事業の対象となっていないものとする。
- 2 補助金額の算出に当たって、補助対象経費に補助率等を乗じて算出された金額に1千円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てるものとする。
- 3 事業区分1と2は、いずれかの区分において1事業主体当たり1施設とし、前年度までに当該事業又は高知県CLT建築促進事業により補助金の交付決定を受けた建築物は、補助の対象外とする。
- 4 事業区分1と2は、特段の事情がある場合を除き、県が行う建築積算の分析等への成果品の使用並びに、CLT建築推進協議会及び高知県林業活性化推進協議会が行う見学会及び調査の実施に協力するものとする。
- 5 事業区分1にあつては、次によること。
- ①高知県内に整備する非住宅建築物（ただし、1棟当たりの延べ床面積が500m<sup>2</sup>以上の集合住宅を含める。）の設計に要する経費とする。
- ②構造用として用いるCLTの使用量は、延べ床面積1m<sup>2</sup>当たりおおむね0.05m<sup>3</sup>以上とする。

別表（第2条、第3条関係）

事業区分	工種又は区分	補助対象経費	事業主体	補助率等
<u>1</u> 非住宅木造建築の研修	研修会の実施	非住宅建築物の普及及び技術向上のため、施主・建築士を対象とした研修会の開催に係る経費	高知県林業活性化推進協議会	定額（10分の10以内）
<u>2</u> 非住宅木造建築物の整備	建築物の設計	設計費	市町村、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に規定する建築物を整備するもの、その他知事が認めるもので、県内に事業所を有し、原則として県内に法人登記をしている建築主	2分の1以内（上限300万円/棟）

- (注) 1 事業区分の1における補助対象経費は、給料、共済費（社会保険料事業主負担分とし、退職給与及び退職給与引当は含まない。）、賃金、謝金、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料とする。
- 2 補助金額の算出に当たって、補助対象経費に補助率等を乗じて算出された金額に1千円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てるものとする。
- 3 事業区分2の設計にあつては、次によること。
- ①設計費は、高知県内に整備する非住宅建築物（公営住宅を含む。）の設計委託に要する経費とする。
- ②対象となる建築物は、耐火建築物、準耐火建築物、延べ床面積が概ね500m<sup>2</sup>以上の建築物、及び県内事業者が県産材を用いて概ね5年以内に構造用として開発した製品（A型トラス、重ね透かし梁、木質壁ラーメン、SWP）を活用する建築物のいずれかの条件を満たすものとする。
- ③高知県産の木材を活用した製材品の使用量は、延べ床面積1m<sup>2</sup>当たり概ね0.18m<sup>3</sup>以上とする。

③補助対象経費のうち(1)設計費は、設計委託に要する経費とする。

④補助対象経費のうち(2)建築に必要となる部材の試験等に要する経費は、部材の性能試験のために必要となる試験体の作成費(材料費及び工事請負費)、試験機関の手数料及び委託料とする。

6 事業区分2にあつては、次によること。

①設計費は、高知県内に整備する非住宅建築物(公営住宅を含む。)の設計委託に要する経費とする。

②対象となる建築物は、耐火建築物、準耐火建築物、延べ床面積が概ね500m<sup>2</sup>以上の建築物、及び県内事業者が県産材を用いて概ね5年以内に構造用として開発した製品(A型トラス、重ね透かし梁、木質壁ラーメン、SWP)を活用する建築物のいずれかの条件を満たすものとする。

③高知県産の木材を活用した製材品の使用量は、延べ床面積1m<sup>2</sup>当たり概ね0.18m<sup>3</sup>以上とする。

「削除」

④設計図書等には「原則として高知県産材を活用した製材品等」を明記するなど、県産材の活用に留意すること。

7 事業区分の3における補助対象経費は、給料、共済費(社会保険料事業主負担分とし、退職給与及び退職給与引当は含まない。)、賃金、謝金、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料とする。

④特段の事情がある場合を除き、県が行う建築積算の分析等への成果品の使用に協力すること。

⑤設計図書等には「原則として高知県産材を活用した製材品等」を明記するなど、県産材の活用に留意すること。